

別表2 (第9条関係)

認定手数料の額、徴収方法および徴収時期

- 1 認定手数料 325,000円
別途交通費、宿泊費、日当等を申し受ける
- 2 再審査手数料 100,000円
(実地調査を伴う場合に限る) 別途交通費、宿泊費、日当等を申し受ける
- 3 認定手数料の徴収方法
本会が指定する銀行に認定手数料を振り込むこととする。
- 4 認定手数料の徴収時期
認定申請時に徴収する。(納付期限は請求後30日以内とし、入金確認の時点で申請を受理する。)
- 5 その他の経費(追加料金は調査終了後請求し、納付期限は請求後30日以内とする。)
実地調査が1.5日を越える場合は0.5日延長1人につき30,000円の追加料金を徴収する。
実地再調査が1.5日を越える場合は、0.5日延長1人につき30,000円の追加料金を徴収する。
交通費、宿泊費、日当等は別途申し受ける。
 -) 交通費は実費相当とするが、[他の業務と兼務する場合は案分する。](#)
 -) 宿泊費および日当は本会内国旅費規程又は外国旅費支給要領による。

上記規定の1日は7.0時間、0.5日は3.5時間を言う。

工場調査は最寄りの事業所から出向くものとする。

実地調査時に日本語以外を使用し、通訳を用いる場合、その経費負担は申請者が負うものとする。